### 不服審査会規則

2018年7月30日 (2020年4月30日一部改正)

(目的)

第1条 本規則は、定款第45条第4項の規定に基づき、不服審査会について必要な事項を定めることを目的とする。

(不服審査会の設置)

- 第2条 協会に不服審査会を設ける。
  - 2 不服審査会は不服の申立ての都度、これを設置するものとする。

(決議事項)

第3条 不服審査会は、協会が行う定款第18条に規定する会員に対する処分その他の 処分に係る不服の申立てに関する審査として、当該申立ての理由の有無について 審議を行う。

(委員)

- 第4条 不服審査会は不服の申立て毎に、委員3名以内をもって構成する。
  - 2 不服審査会の委員は、学識経験者のうちから、会長が委嘱する。
  - 3 委員の任期は、不服審査会の設立の目的とする事案の取扱いの終了の時まで とする。
  - 4 補欠又は増員のため選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間 とする。

(委員長)

- 第5条 不服審査会に委員長1人を置く。
  - 2 委員長は、委員のうちから、会長が委嘱する。

(副委員長)

- 第6条 不服審査会に副委員長1人を置くことができる。
  - 2 副委員長は、委員のうちから、会長が委嘱する。
  - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を行い、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(不服審査会の招集)

第7条 不服審査会は、委員長が招集する。

(不服審査会の議決方法)

- 第8条 不服審査会の議決は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。
  - 2 委員は、特別の利害関係のある事項については、その議決に参加することが できない。

(書面による不服審査会)

第9条 委員長が適当と認めるときは、不服審査会の開催に代え、書面をもって委員 の意見を求めることにより、不服審査会の決議に代えることができる。

## (委員以外の者の出席)

第 10 条 不服審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、そ の意見を聞くことができる。

## (議事録)

第11条 不服審査会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及 びその結果を記載し、委員長が記名押印しなければならない。

# (細目)

第12条 本規則で定めるもののほか、議事手続その他不服審査会の運営に関し必要な 事項については、会長が定める。

## 附 則 (2020年4月30日決議)

この規則は、2020年5月1日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
- (1)第1条を改正
- (2)第3条を改正